

## 場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付要綱

平成28年4月1日制定

平成30年2月1日改正

令和3年4月1日改正

令和3年10月1日改正

令和6年2月22日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場において場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、仲卸業者等の経営規模の拡大及び経営体質の強化を推進することを目的とする。

2 奨励金の交付については、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 場内団体 京都中央市場青果卸売協同組合、京都野菜卸売協同組合、京都中央総合食品協同組合、京都市中央卸売市場関連事業者連合会をいう。
- (2) 場内事業者 京都市中央卸売市場業務条例（昭和2年10月告示第446号）（以下「業務条例」という。）に定める仲卸業者、関連事業者をいう。
- (3) 統合再編事業 場内事業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を推進する事業をいう。
- (4) 誓約書 「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づき建設される仮設及び新たな施設に、京都市が指定する時期に移転する旨を誓約した文書をいう。
- (5) 統合再編先となる場内事業者 統合再編事業により他の事業者から取引先等を引き継ぐ場内事業者をいう。
- (6) 統合再編元となる場内事業者 統合再編事業により他の事業者へ取引先等の引継ぎ、又は業務条例に基づき業務許可を受けて場内で行う事業の整理（以下「事業の整理」という。）を行う場内事業者をいう。
- (7) 誓約書を提出していない場内事業者 京都市が誓約書の提出を求めた場内事業者のうち、移転を行わないとの判断により提出期限までに誓約書を提出しなかった場内事業者をいう。

### (交付の対象)

第3条 奨励金は、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものに対し、当該年度の予算の範囲内で交付する。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 場内事業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化に資する事業であること
- (2) 統合再編元となる場内事業者が、誓約書を提出していない場内事業者であること

- (3) 統合再編元となる場内事業者が、過去に奨励金の交付対象となる統合再編事業として申請された実績がないこと
- (4) 統合再編元となる場内事業者が、業務条例第20条第1項及び第2項又は第31条第1項及び第2項各号に基づく許可の取り消しを受けていないこと
- (5) 統合再編元となる仲卸業者が、業務条例第23条第1項第4号による届出を行う6箇月以前（届出日を含む。）までに業務条例第52条第2項に基づく売買取引の制限を受けていないこと
- (6) 統合再編事業により取引先等の引継ぎを行うときは、統合再編先となる場内事業者が、誓約書を提出していない場内事業者でないこと

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 統合再編事業により取引先等の引継ぎを行うとき 1件につき500万円を上限とする。
- (2) 統合再編事業により事業の整理を行うとき 1件につき150万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金条例第9条の規定による申請は、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付申請書（第1号様式）によって、交付対象事業を実施しようとする14日前までに、次の各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第6条 市長は、補助金条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に補助金条例第10条各項の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金条例第10条の規定により交付又は不交付を決定したときは、補助金条例第12条に基づき、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付決定通知書（第4号様式）又は場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(奨励金の概算払)

第8条 場内団体は、補助金条例第21条第2項の規定による奨励金の概算払を受けようとするときは、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助金条例第11条第1項第1号の規定による申請は、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助金条例第11条第1項第2号の規定による申請は、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金中止・廃止承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、補助金条例第11条第1項の規定による申請を承認したときは、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金変更承認通知書（第9号様式）又は場内団体が行う場内事業者の統合

再編事業に係る奨励金中止・廃止承認通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金条例第18条の規定による実績報告は、交付対象事業が完了した日の翌日から起算して15日目又は、当該年度の最終日のいずれか早く到達する日までに、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金実績報告書（第11号様式）に次の各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 統合再編事業の実施内容を示す書類
- (2) 統合再編事業により場内事業者数が減少したことを示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付額の決定等）

第11条 市長は、補助金条例第19条の規定により奨励金の交付金額を決定したときは、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付金額決定通知書（第12号様式）により、奨励金額その他必要な事項を通知するものとする。

（奨励金の請求及び精算）

第12条 補助金条例第19条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金請求書（第6号様式）又は場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金精算書（第13号様式）により奨励金の請求又は精算を行わなければならない。

（決定の取消し）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 奨励金を他の用途に使用したとき。
- (3) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 地方自治法第221条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 補助金条例第32条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (6) その他条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、奨励金の交付額の決定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付決定取消・変更通知書（第14号様式）により通知するものとする。

4 京都市行政手続条例第14条第2項の規定は、第1項の規定により奨励金の交付の決定の取消しをしようとするときについては、適用しない。

（奨励金の返還）

第14条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 市長は、補助金条例第19条の規定により奨励金の交付額を決定した場合において、既にその額を超える奨励金が交付されているときは、期限を定めて、決定した交付額を超える部分の奨励金の返還を命じるものとする。
- 3 前項において奨励金の返還を命じる時は、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金返還命令書（第15号様式）により申請者に通知する。

（補則）

第15条 統合再編事業により事業の整理を行うときは、統合再編元となる場内事業者が第5条の申請をすることができるものとする。この場合、本要綱中「場内団体が行う場内事業者の統合再編事業」とあるのは「統合再編元となる場内事業者が行う統合再編事業」と読み替えるものとする。

- 2 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなし、平成30年4月30日まで使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付申請書

年 月 日

京都市長 様

(申請者)  
所在地  
場内団体名  
代表者役職・氏名

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 事業期間

開始予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

2 事業概要

統合再編元となる 場内事業者名			
統合再編元となる 場内事業者の廃業予定日	年 月 日		
統合再編内容 (該当する内容に <input checked="" type="checkbox"/> をいれてくださ い)	<input type="checkbox"/> 取引先等の引継ぎ		
	統合再編先となる 場内事業者名		
	取引先等の 引継ぎの内容		
	<input type="checkbox"/> 事業の整理		

※ 統合再編先となる場内事業者が複数の場合は、事業者毎に統合再編内容を記載すること

収支予算書

1 事業経費（支出）

科目	予算額（円）	内訳
奨励金対象経費		
小計		
奨励金対象外経費		
小計		
支出合計		

2 財源（収入）

科目	予算額（円）	内訳
奨励金収入		
小計		
奨励金外収入		
小計		
収入合計		

第4号様式（第7条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付決定通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定しました。

記

交付予定額 金 円

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第7条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金不交付決定通知書

年 月 日

様

京都市長

（担当：中央卸売市場第一市場）

年 月 日付で申請があった場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しました。

記

不交付理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金請求書

金額 

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

 円

ただし \_\_\_\_\_

上記の金額を請求します。

(宛先)

年 月 日

住所

氏名

請求書番号

請求内訳

品名	寸法形状等	数量	単位	単価	金額	備考	
( 小 計 )							
税抜き合計							
				契約金額			
				うち消費税及び地方消費税相当額			
登録口座利用希望 (いずれかに○)	希望する・希望しない				消費税の区分 (いずれかに○)	内 税	
複数登録口座 があるときの 入金希望口座	金融機関名	本支店名	預金 種目	口座番号		外 税	
					次ページの有無 (いずれかに○)	有・無	

第7号様式（第9条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金変更承認申請書

年 月 日

京都市長 様

(申請者)  
所在地  
場内団体名  
代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった場内団体  
が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、事業内容を変更したいので、場内団体が行う  
場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由及びその内容

2 交付決定額の変更

交付予定額	金	円
変更申請額	金	円

第8号様式（第9条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金中止・廃止承認申請書

年 月 日

京都市長 様

(申請者)  
所在地  
場内団体名  
代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、事業内容を（中止又は廃止を記載）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 (中止又は廃止を記載) する理由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 (中止又は廃止を記載) する (中止の場合は期間を、廃止の場合は時期を記載)

第9号様式（第9条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金変更承認通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金変更承認申請書のとおり変更を承認することを決定しました。

第10号様式（第9条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金中止・廃止承認通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金事業中止・廃止承認申請書のとおり（中止又は廃止を記載）を承認することを決定しました。

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金実績報告書

年 月 日

京都市長 様

(申請者)  
所在地  
場内団体名  
代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、事業が完了しましたので、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 奨励金請求予定額 金 円

2 統合再編実績

事業期間	年 月 日 から	年 月 日
統合再編元となる場内事業者名		
統合再編元となる事業者の廃業届提出日		
統合再編内容 (該当する内容に <input checked="" type="checkbox"/> をいれてください)	<input type="checkbox"/> 取引先等の引継ぎ	
	統合再編先となる 場内事業者名	
	取引先等の 引継ぎの内容	
	<input type="checkbox"/> 事業の整理	

3 添付書類

- (1) 統合再編事業の実施内容を示す書類
- (2) 統合再編事業により場内事業者数が減少したことを示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第12号様式（第11条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付金額決定通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった場内団体が  
行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に  
係る奨励金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を決定しました。

記

交付決定額 金 円

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第13号様式（第12条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金精算書

年 月 日

京都市長 様

(申請者)  
所在地  
事業社名  
代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付額決定通知があった場内団  
体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業  
に係る奨励金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

- |   |       |   |                  |
|---|-------|---|------------------|
| 1 | 交付予定額 | 金 | 円（交付決定日： 年 月 日）  |
| 2 | 概算払金額 | 金 | 円（受領日： 年 月 日）    |
| 3 | 交付決定額 | 金 | 円（交付額決定日： 年 月 日） |
| 4 | 返還予定額 | 金 | 円                |

第14号様式（第13条関係）

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付決定取消・変更通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった場内団体  
が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に  
係る奨励金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり （取消又は変更を記載） することを決定しま  
した。

記

1 （取消又は変更を記載） 理由

2 （取消又は変更を記載） 内容

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金返還命令書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付額決定通知があった場内団  
体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金について、場内団体が行う場内事業者の統合再編事業  
に係る奨励金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額 金 円

2 返還理由

3 返還期限

同封の納付書にて、年 月 日までに納付してください。

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。